GAZOO Racing Rally Challenge Entry Pre

in 豊田下山

特別規則書

公示

本競技会は、FIA 国際モータースポーツ競技規則およびその付則に準拠した日本自動車連盟(JAF)の国内競技規則およびその細則、本大会特別規則書に従い開催される。
本大会は、ラリー競技開催規定第 2 条 2.3）スペシャルステージラリーに該当する競技会である。

第 1 編　競技規則

第1条　競技会の名称・開催日及び地域

① 大会名 ： GAZOO Racing Rally Challenge Entry Pre in 豊田下山
② 開催日 ： 2026 年 11 月 28 日 （土）
2026 年 11 月 29 日 （日）
③ 会 場 ： 愛知県 内
④ H Q ： トヨタテクニカルセンター下山（愛知県豊田市下山田代町）
⑤ 走行距離： 約 43 km
⑥ 格式 ： 準国内格式
⑦ 公認番号： 第 2026-2108

第 2 条　競技種目

ラリー競技開催規定の細則「スペシャルステージラリー開催規定」に従った
スペシャルステージラリー。

第3条　オーガナイザー

主催 ： チームゼスト(ZEST)
共催 ： ガズーレーシングモータースポーツクラブ（GRMC）

第4条　競技スケジュール

	日時			場所
参加申し込みの開始	10 月 27 日（火）	10:00	～	エントリーサイト
参加申し込みの締切	11 月 14 日（土）		～ 17:00	エントリーサイト
サービスパークオープン	11 月 28 日（土）	14:30	～ 17:00	トヨタテクニカルセンター下山
HQ 開設	11 月 28 日（土）	14:30	16:30	トヨタテクニカルセンター下山
前日参加確認受付	11 月 28 日（土）	15:00	～ 16:00	トヨタテクニカルセンター下山
公式車両検査	11 月 28 日（土）	15:30	～ 16:30	トヨタテクニカルセンター下山
サービスパークオープン	11 月 29 日（日）	6:30	～ 17:30	トヨタテクニカルセンター下山
HQ 開設	11 月 29 日（日）	6:30	～ 17:00	トヨタテクニカルセンター下山
レッキ受付	11 月 29 日（日）	7:00	～ 7:30	トヨタテクニカルセンター下山
レッキブリーフィング	11 月 29 日（日）	7:30	～ 7:40	トヨタテクニカルセンター下山
レッキ	11 月 29 日（日）	7:40	～ 8:40	
参加確認受付・出走確認	11 月 29 日（日）	8:30	～ 9:20	トヨタテクニカルセンター下山
公式車両検査	11 月 29 日（日）	8:30	～ 9:30	トヨタテクニカルセンター下山
第 1 回審査委員会	11 月 29 日（日）	9:30	～ 9:40	
スタートリスト公示	11 月 29 日（日）	9:40		公式掲示板
ドライバーズブリーフィング	11 月 29 日（日）	9:40	～ 9:50	トヨタテクニカルセンター下山
ラリースタート	11 月 29 日（日）	10:30	（予定）	トヨタテクニカルセンター下山
ラリーフィニッシュ	11 月 29 日（日）	13:32	（予定）	トヨタテクニカルセンター下山
暫定結果発表	11 月 29 日（日）	14:30	（予定）	公式掲示板
表彰式	11 月 29 日（日）	15:00	（予定）	トヨタテクニカルセンター下山

※スケジュールは暫定のため、正式なスケジュールは参加受理書にてお知らせいたします。

●競技内容（正式には参加受理書にてお知らせ致します）

・　スペシャルステージ本数　・・・　4　本
・　スペシャルステージ TOTAL 距離　・・・　約　4　km
・　スペシャルステージ比率　・・・　0　：　10
　(グラベル / ターマック)

※指示速度走行区間は設定されません。

第５条　大会役員

審査委員長	牧　宏生	（SHIROKIYA）
審査委員	山田　政樹	（JOY）
組織委員長	渡辺　英一	（GRMC）
組織委員	増田　好洋	（ZEST）
組織委員	田中　美希	

第６条　競技役員

競技長	増田　好洋	（ZEST）
副競技長	渡辺　英一	（GRMC）
副競技長	荒川　知真	（ZEST）
コース委員長	境　一輝	（ZEST）
技術委員長	佐々木　康行	（ZEST）
計時委員長	松下　和樹	（ZEST）
救急委員長	鳥居　良彦	（T-321）
事務局長	坂　和磨	（ZEST）
ＣＲＯ	山田　晴弥	

第７条　参加申し込みおよび問合せ先

1　申込及び問い合わせ先

GRRC Entry 事務局（株式会社プロクルーズ内）
〒355-0225　埼玉県比企郡嵐山町鎌形１６０７－７
TEL 0493-61-1185
E-mail：info@rallychallenge.jp
URL https://toyotagazooracing.com/jp/rallychallenge/

2　提出書類

下記の必要書類に記入し本条 1 に記載の申し込みフォームおよび事務局宛に電子メールにて、申し込みを行うこと。

①　参加申込書
②　車両申告書
③　サービス申請書
④　自動車検査証の写し（電子車検証の場合は，自動車検査証記録事項の写しも提出すること）
⑤　誓約書

3 参加費

一般：49,500 円（税込）
企業：99,000 円（税込）

4 振込先

参加料は下記口座に振り込むこと
振込先：PayPay 銀行　すずめ支店　普通口座
　　口座番号：4523275
　　口座名義：カ）プロクルーズラリーチャレンジモウシコミ

第８条　保険

保険は全車事務局指定の保険への加入を義務付ける。
保険代については参加費に含まれる。
保障内容の追加や拡充（車両保険の追加など）を目的とした上乗せ加入を除き、その他の既加入保険・共済等での代替は認められない。

第９条　参加台数

本競技会の総参加台数は合計 60 台までとする。

第 10 条　レッキの実施方法

レッキの実施方法を下記の通り定める

1. レッキの参加確認日時
   2026 年 11 月 29 日（日） 07:00～07:30
2. レッキ参加確認場所
   トヨタテクニカルセンター下山 （HQ）
3. スケジュール
   レッキのスケジュールは、受付時に配布資料にて示す。
4. ルート
   各クルーは指示のあったスペシャルステージを１回走行できる。
5. 遵守事項
   レッキの間、競技者は交通法規を遵守し、いかなる場合にも道路使用者の安全と権利を尊重しなければならない。受付時に配布する資料に記載されている注意事項を遵守すること。
6. 報告
   レッキ中のいかなる違反も大会審査委員会に報告される。

第 11 条　参加車両

詳細は第 13 条　クラス区分に示す。

YARIS ハイブリッド車 2WD	型式：MXPH10、MXPH14
AQUA 2WD	型式：NHP10、MXPK10、MXPK11
YARIS ガソリン車 1.5L 2WD 6MT/CVT	型式：MXPA10

第 12 条　タイヤ・ホイール

共通	取付・スペア	全車	・タイヤおよびホイールは、静止状態において地表以外の部分と接触してはならない。
			・タイヤおよびホイールは車軸中心より前方 30°/後方 50°の範囲内でフェンダー等より突出していないこと。
			・参加車両には、1 本のスペアを搭載しなければならない。また、スペアは確実に固定されていること。

項目		対象	条件	
タイヤ	本数・仕様	全車	・競技中に使用できるタイヤ本数は、5 本までとする。	
			・スペアを含め、溝は常に 1.6mm 以上でスリップサインが出ていないこと。	
			・本体およびトレッド面への加工・ウォームアップ・クールダウン・溶剤塗布等の一切は認められない。	
			・スペアを含め、使用するタイヤはいずれも同一ブランド・同一パターン	
			ターマック グラベル	・公道走行が認められている一般市販ラリータイヤ

タイヤ	メーカー・銘柄	全車	住友ゴム工業株式会社	DUNLOP　SP SPORT 73-R
				DUNLOP　SP SPORT 83-R
				DUNLOP　SP SPORT 85-R
				DUNLOP　DIREZZA 74R
				DUNLOP　DIREZZA 88R（DT/H）

				DUNLOP　DIREZZA 95R
			横浜ゴム株式会社	ADVAN　A031
				ADVAN　A035
				ADVAN　A036
				ADVAN　A053
			株式会社ブリヂストン	POTENZA　RE461 kai TYPE A
				POTENZA　RE480R

	サイズ	ハイブリッド	MXPH14・MXPH10・NHP10：185/60R15
			MXPK11・MXPK10：185/60R15 または 185/65R15
		ヤリスガソリン	185/60R15

項目		対象	条件
ホイール	仕様	全車	・材質はスチール製または JWL マークのある軽合金製とする。
			・部分的であっても複合素材から成るホイールの使用は禁止する。
			・インセットは自由
			・ナットの材質および形状の変更が許される。
			・ホイールスペーサーの使用は認められない。ホイールに間隔保持のための部材を溶接することは、ホイールスペーサーの使用とみなす。 また、アクスルハブに間隔保持のための部材を取り付けることは、その取り付け方法の如何に関わらず、ホイールスペーサーの使用とみなす。
	サイズ	全車	5J(JJ)，5.5J(JJ)，6J(JJ)，6.5J(JJ)

第 13 条　クラス区分

CH-1 (ハイブリッド)	対象	ハイブリッド車（AQUA・YARIS ハイブリッド車 2WD）	
	JAF 車両規定	AE･RF	
	指定型式・車種	6AA-MXPH14-●●●●●	YARIS ハイブリッド車 2WD （2020 年 2 月～）
		6AA-MXPH10-●●●●●	
		6AA-MXPK11-●●●●●	AQUA 2WD （2021 年 7 月～）
		6AA-MXPK10-●●●●●	
		●AA-NHP10-●●●●●	AQUA （2011 年 12 月～2021 年 6 月）

CH-2 (ヤリスガソリン)	対象	YARIS（ガソリン車 1.5L 2WD）	
	JAF 車両規定	RJ･RPN･RF	
	指定型式・車種	5BA-MXPA10-●●●●●	YARIS ガソリン車 1.5L 2WD 6MT/CVT （2020 年 2 月～）

SP クラス	対象	CH-1 および CH-2 の対象車両	
	JAF 車両規定	CH-1 および CH-2 に準ずる	
	指定型式・車種	CH-1 および CH-2 に準ずる	

第 14 条　参加資格

クルーは、下記の資格を有していなければならない。

コ・ドライバーとしてのみの参加であっても、これらは参加車両および開催期間において有効なものでなければならない

①日本国内で参加車両を運転するにあたり有効な普通自動車以上の運転免許

②2026 年 JAF 国内競技運転者許可証 B 以上
JAF 以外の ASN 発給モータースポーツライセンスを使用する場合は、参加申込時に日本国内における有効性を示す証書または書類等のコピーを事務局に提出しなければならない。
クルーは、緊急時において自身の安全確保ができる健康状態と運動能力を備えていること。

第 15 条　参加制限
CH-1・CH-2 クラスに参加のドライバーは下記の制限に抵触してはならない。
※SP クラスについては適用しない。

ドライバーとして、以下いずれかの実績がある場合は、大会への参加を認めない。		
国際競技	国際格式競技の参加経験者	
国内競技	下記記載の各カテゴリーまたは JAF 全日本選手権の参加経験者	
	ラリー	全日本ラリー選手権
	スピード	全日本ダートトライアル選手権,全日本ジムカーナ選手権
	レース	S-GT、SF、SFL およびそのカテゴリーにおける過去開催競技
	ドリフト	日本ドリフト選手権,D1 グランプリシリーズ
	各種ラリー競技会への参加経験 3 回以上のもの（TGRRC も含む）	

第 16 条　身体に障がいのある方の参加
障がいのある者は、JAF スポーツ資格登録規定に従い、
申込時に当該条件について事務局に申告しなければならない。
競技運転者許可証の新規申請・上級申請時の適性審査申請内容から変更がある場合は、その旨も共に申告すること。

第 17 条　参加受理
1. 参加申込を正式に受理されたクルーには、参加受理書・エントリーリスト・公式通知のいずれかの公開により通知する。
2. 参加受理書は、原則として各大会開催 6 日前までに電子メールにて送付する。
3. 参加申込の拒否を行う場合がある。
   その場合は、拒否の理由を明らかにし、その旨を申込者に通告する。
4. 申込締め切り前であれば、申込書類の内容は文書をもって変更できる。
5. 正式受理後のクルー(ドライバー/コ・ドライバー)の変更は認められない。
   ただし、コ・ドライバーについてはレッキ受付までに理由を付した文章が提出され、競技会審査委員会が認めた場合はこの限りではない。
6. 車両については、クルーから理由を付した文章が提出され、競技会審査委員会が認めた場合は変更が認められるが、参加クラスの変更を伴う車両変更は認められない。

第 18 条　参加申込のキャンセル・返金
参加申込のキャンセルは、当該大会の参加申込期間内のみ受け付ける。
手続きの詳細については、事務局に問い合わせること。
申込期間外のキャンセルは、設定された参加費を請求する場合がある。

参加申込受理後は、下記の場合を除いて参加費を返金しない。
・オーガナイザーが参加を拒否する場合
・天変地異等の不可抗力により当該大会が中止となった場合
払い戻し金額は、支払い済み参加費金額から手数料 5,000 円を差し引いた金額とする。

第 19 条　他競技会への参加申込の制限
各大会への参加申込後およびキャンセル待ち中は、同日開催の他の競技に参加申込をすることはできない。

第 20 条　虚偽の申告
参加申込の内容に虚偽があった場合、以後の参加を禁止する場合がある。

第 21 条 公式通知
本規則書に記載されていない競技運営に関する規則および指示は、公式通知によって指示される。

第 22 条 参加確認

下記の書類を第 4 条で定める参加確認受付にて提示および提出すること。

①クルーの自動車運転免許証および競技運転者許可証

②署名された誓約書の原本（第 7 条にて定めるもの）

第 23 条 参加車両検査（公式車検）

1. すべての参加車両は、特別規則書または公式通知で指定された場所および時間において、競技役員による車両検査（公式車検）を受けなければならない。
2. 指定された時間内に車両検査を受けない、または検査に合格しない車両の出走（スタート）は認められない。
3. 競技終了後の暫定結果に基づき、上位入賞車両および審査委員会が指定した車両に対して、再車検（事後検査）を行う場合がある。
4. 競技期間中であっても、技術委員長が必要と認めた場合は、随時、車両検査（重量計測、安全装備チェック等）を行う場合がある。
5. 本条 3.および 4.において、競技役員が検査のために車両各部の分解および再組立を要求した場合、その作業は当該クルーまたはチームスタッフが行い、それに要する工具、部品、費用はすべて参加者（エントラント）の負担とする。
6. 必要に応じてパルクフェルメ（車両保管）を設定する。
   パルクフェルメへの車両入場後、許可された者以外の立ち入り、ならびに車両への接触や作業は厳禁とする。

第 24 条 ドライバーズブリーフィング

1. ドライバーズブリーフィングは、スタート会場で行う。
2. 全てのクルー(ドライバーおよびコ・ドライバー)はブリーフィングに出席しなければならない。

第 25 条 タイムコントロール

1. 公式時刻は、日本標準時（JST）を基準とした競技会計時委員の計時による。
2. 本競技会の最終 TC は早着減点を加算しない。

第 26 条　スタート

1. 全車両のスタート時間の間隔は 1 分となる。
2. 競技長は安全上の理由、および審査委員会の助言により、クルーのスタート順もしくはスタート間隔の変更を行うことがある。
3. セクションのスタートから 30 分以上遅れたクルーについては、そのセクションをスタートすることができない。

第 27 条　タイムカードの取扱い

1. ラリーのスタートにおいて、ロードセクションごとに定められた目標所要時間が記入されたタイムカードをクルーに支給する。
2. タイムカードの提出および記入内容の確認は各クルーの責任において行うこと。
3. タイムカードは常に提示できるようにしておき、コントロールではクルー自身が競技役員にカードを提出し、記入を受けること。
4. タイムカードに記入された時刻に対する異議申立は、当競技役員に直ちに行うこと。
   また、その判定と指示に従わなければならない。
5. 競技が続行できなくなったクルーは原則としてタイムカードをオフィシャルに提出しなければならない。

第 28 条 競技結果

1. 競技結果はスペシャルステージで記録された所要時間とロードセクションその他で課されたペナルティタイムを合計して決定される。競技結果は時・分・秒および 1/10 秒で表記するものとする。
2. 複数のクルーの最終成績が同じである場合は、最初のスペシャルステージでより少ない所要時間を記録したクルーが上位となる。
3. これで順位が決定できない場合は 2 番目以降のスペシャルステージの結果を順次比較して決定する。

第 29 条 サービスとサービスパーク

1. 競技中はオーガナイザーが指定した場所(サービスパーク)以外で整備作業を行うことは出来ない。

2. 整備作業を行うことができる者は、当該車両のクルーおよびオーガナイザーにサービス登録済みの者とする。
3. オーガナイザー登録済みの車両(サービスカー)以外はサービスパークに進入することは出来ない。

   また、登録済みの車両(サービスカー)であっても、オーガナイザーは速やかな競技目的の為、
   入場を拒否する場合がある。
4. 整備作業にあたっては、他の交通および作業員の安全確保に十分留意すること。
5. サービスパークでの車両整備の範囲は下記のとおりとする。
   ・タイヤの交換
   ・ランプ類のバルブの交換
   ・点火プラグの交換
   ・Ｖベルトの交換
   ・各部点検増締め
   ・上記以外に作業員の安全を十分確保することを条件に、競技会技術委員長が許可した項目
6. 上記以外の整備作業を実施する際には必ずロードブック内の整備申告書に整備項目を記載し、
   競技会技術委員長に提出、確認を得ること。
7. 整備車両実施後は必ず競技会技術委員の確認を得ること。

第 30 条 燃料および電気等の補給

本競技での燃料補給所（場所）は設けない。

第 31 条 罰則規定

2026 年 JAF 国内競技規則による罰則が適用される。
クルーが以下の各項に該当する行為をなした場合には、競技会審査委員会の裁定により失格となる場合がある。

1. 対人あるいは対物事故を起こしたとき。
2. 道路交通法に違反したとき。
3. リタイアの申告をせず競技から離脱したとき。
4. 走行マナーおよび競技者としての態度や品行に問題があるとき。
5. タイムカードを改ざんしたとき。
6. 車両規則違反が発見されたとき。
7. 競技車両またはその構成部品に施されたマーキングや封印等に手が加えられたり、それらが失われたりしたとき。
8. クルーまたは関係者間で不正行為があったとき。
9. その他競技役員の重要な指示に従わなかったとき。
10. 各諸規則および本規則ならびに競技会特別規則に関する重大な違反があったとき。

第 32 条 棄権

クルーが競技途中で棄権する場合は、最寄りの競技役員にリタイア届けを持って申告しなければならない。
提出が不可能な場合は、電話等その他の手段で競技役員又は大会事務局へ連絡すること。

第 33 条 賞典・副賞

賞典は最大で 1 位～3 位に JAF メダルを授与する。

SP クラスについては賞典は設けない。

その他、参加賞等の特別賞を授与する場合がある。

第 34 条 抗議等

1. クルーは、自分が不当に処遇されていると判断した場合に、これに対して抗議することができる。
   ただし、自分の参加拒否並びに審判員の判定に対する抗議は出来ない。
2. クルーはロードブック内のエンクワイアリーシートに判定やリザルトに対する再調査希望の旨を記述し、
   コンペティターズリレーションズオフィサー（CRO）に提出することができる。
3. エンクワイアリーシートに対する回答に納得がいかず、抗議する場合は、指定の抗議料を添えて
   競技長宛に抗議文書を提出すること。
4. 裁定の結果は、関係当事者に口頭による宣告と公式通知を以って通知される。
5. 抗議料はその抗議が正当と裁定された場合のみ返却される。
6. 競技に関する抗議は、フィニッシュ後 30 分以内、成績に関する抗議は、
   暫定結果発表後 30 分以内にしなければ無効となる。
   また、技術委員の決定に対する抗議は決定直後にしなければ無効となる。

第 35 条 損害の補償

1. クルーは公共物(ガードレール等)および競技機材(光電管・標識等)に対して破損等を与えた場合、速やかに対物破損申告書にて申告を行い、その補償の責任を負うこととする。
2. クルーは車両および付属品が破損した場合、その責任はクルー各自が負わなければならない。
3. クルーは JAF およびオーガナイザー並びに大会役員が一切の損害賠償の責任を免除されていることを了承していなければならない。
   即ち、大会役員は、その役務に最善を尽くすことは勿論であるが、クルーの負傷、死亡その他車両の損害事故に対しては、一切の責任を負わない。

第 36 条　安全対策

車両破損等により一般公道における運行に不適と判断された車両は、競技中であっても競技会審査委員会よりリタイアが勧告され、オーガナイザーの指示に従い規定の場所までキャリアカー等で移動しなければならない。
規定の場所とは車両の所有者または使用者の保管場所、もしくは自動車修理工場とする。
クルーがキャリアカーの手配が出来ない場合は、オーガナイザーに問い合わせること(キャリアカー費用はクルー負担)。
移動は競技終了後、もしくは競技中に速やかに行い、競技開催日内にて終了するものとする。
ただし、オーガナイザーへ申告し、認められた場合はこの限りではない。

第 37 条　モラル・マナーの遵守

クルーおよび関係者は法律および条令またはこれに準ずるもののみならず、社会通念における一般常識に対して厳格にこれを遵守する義務を負う。一例として、非合法の練習走行およびこれらを助長する行為が大会関係者により確認された場合や、大会において競技運営に著しく支障をきたす行為があった場合、失格および以降の継続的な参加拒否等の厳罰処分を行う。また、SNS 等を通じて他参加者および関係者の誹謗中傷や罵詈雑言、レギュレーションに対してクレーム等を発信しないこと。本競技・大会に関わる事故画像及び動画を当事者の許可なしで公開しないこと。

第 38 条 トラッキング

別途案内する「トラッキングアプリ」の起動をレッキ走行時から義務付ける。
また、スタートリストで指示されたスタート時刻以降はサービスの時間中を除き「トラッキングアプリ」を競技フィニッシュまで常に起動すること。

第 39 条 競技打ち切り、中断と成立

1. 競技の進行が、全ての参加車両に対して不可能、または著しい障害になったとき、または他に及ぼす影響等で競技の続行が出来なくなった場合、競技会審査委員会の承認のもと、競技長の判断によって打ち切りおよび特定区間中断がなされる。その場合、コース上の競技役員によって指示または対策を指示する。
2. 競技が打ち切りになった場合の成績は、競技打ち切り時点におけるものとする。

第 40 条 競技会の中止または延期

オーガナイザー・事務局・競技会審査委員会等は、荒天、天災、感染症の流行、国・自治体による避難指示等の発令や気象庁による警報級以上の情報の発表、あるいは著しい路面状況の悪化等の不可抗力により、競技会の開催や継続が困難、または安全かつ公平な競技運営が不可能と判断されるこれら危機的な状況が想定される場合は、競技会の中止、延期、日程やコースの短縮・変更、あるいは競技の中断、打ち切りを決定する。

決定事項は、直ちに公式通知または競技役員を通じて参加者に伝達され、参加者は速やかにこれに従わなければならない。
基準となる国・自治体による気象・防災情報等の例は以下に示す。

気象・防災情報等

発令主体・発令レベル			発令情報象
気象（気象庁）	特別警報	レベル 5 相当数十年に一度の強度（命の危険）	大雨特別警報 / 大雪特別警報 / 暴風特別警報 / 暴風雪特別警報 / 波浪特別警報 / 高潮特別警報
	警報	レベル 3 相当重大な災害のおそれ	大雨警報 / 洪水警報 / 大雪警報 / 暴風警報 / 暴風雪警報 / 波浪警報 / 高潮警報
	注意報	レベル 2 相当災害のおそれ	大雨注意報 / 洪水注意報 / 大雪注意報 / 強風注意報 / 風雪注意報 / 波浪注意報 / 高潮注意報 / 雷注意報 / 融雪注意報 / 濃霧注意報 / 乾燥注意報 / なだれ注意報 / 低温注意報 / 着氷注意報 / 着雪注意報
	気象情報	レベル 4 相当（大雨警報中）	顕著な大雨に関する情報（線状降水帯） / 記録的短時間大雨情報
		突発的現象	竜巻注意情報
地震・津波（気象庁）	特別警報	巨大津波（3m 超～10m 超）	大津波警報
	警報	津波（1m 超～3m）	津波警報
		震度 6 弱以上予想	緊急地震速報（警報） ※一般向け
	注意報	津波（0.2m 超～1m）	津波注意報
	情報・予報	震度 3 or 4 以上予想	緊急地震速報（予報） ※高度利用者向け
		調査・警戒	南海トラフ地震臨時情報（調査中 / 巨大地震注意 / 巨大地震警戒） / 地震情報
火山（気象庁）	特別警報	レベル 4～5	噴火警報（居住地域厳重警戒・避難）
	警報	レベル 2～3	噴火警報（入山規制・火口周辺規制）
	予報	レベル 1	噴火予報（活火山であることに留意）
土砂・河川（気象庁・国交省・都道府県）	警戒情報	レベル 4 相当	土砂災害警戒情報 ※「避難指示」の判断基準
	洪水予報	レベル 5 相当	指定河川洪水予報（氾濫発生情報）
		レベル 4 相当	指定河川洪水予報（氾濫危険情報）
		レベル 3 相当	指定河川洪水予報（氾濫警戒情報）
		レベル 2 相当	指定河川洪水予報（氾濫注意情報）
環境・生活（環境省・経産省・都道府県）	アラート	危険な暑さ	熱中症特別警戒アラート（広域・過去最高レベル） / 熱中症警戒アラート（暑さ指数 33 以上）
	警報・注意報	電力需給	電力需給ひっ迫警報（予備率 3%以下） / 電力需給ひっ迫注意報（予備率 5%以下）
		大気汚染	光化学スモッグ警報 / 光化学スモッグ注意報
		衛生・鳥獣	食中毒警報 / 食中毒注意報 / クマ出没警戒アラート・警報（※名称は自治体による）
国民保護（内閣官房）	J アラート	避難呼びかけ（着弾・攻撃予測）	弾道ミサイル情報 / 航空攻撃情報 / ゲリラ・特殊部隊攻撃情報 / 大規模テロ情報
避難情報（市町村）	発令	レベル 5（災害発生・切迫）	緊急安全確保 ※直ちに身の安全を確保
		レベル 4（危険な場所）	避難指示 ※全員避難（避難勧告は廃止）
		レベル 3（要配慮者）	高齢者等避難 ※高齢者等は避難・他は準備

対応

事前	当該大会開催地を含む都道府県内において、開催日 4 日前より開催日 2 日前にかけて危機的な状況が想定される場合は、オーガナイザーおよび事務局協議のうえこの対応について決定する。 対応は遅くとも開催日 2 日前の 18：00 迄に決定し、公式 HP 掲載のうえ公示を行う。
直前	当該大会開催地を含む都道府県内において、開催日前日より開催日当日にかけて危機的な状況が想定される場合は、オーガナイザーおよび事務局協議のうえこの対応について決定する。 対応は電話連絡および公式掲示板にて公示を行う。

第 41 条 クルー (ドライバー、コ･ドライバー) の遵守事項

1. クルーは、競技運営上あらゆる規定、指示に従い常に明朗公正に言動し、大会後援者、競技会審査委員会の名誉を傷つけるような行動をしてはならない。
2. 競技への参加受付はドライバー/コ・ドライバー自身で受けること。
3. 競技中いかなる時も道路交通法の遵守を最優先とすること。
4. 一般車両および歩行者、地域住民に迷惑を及ぼさないこと。
5. 他車に追従する場合または対向車のある場合は前照灯の照射方向を下向きに変更すること。
6. 明らかに追い越そうとしている車両がある場合は、安全かつ速やかに進路を譲ること。
7. 登録したクルー以外は乗車してはならない。
   また、緊急時を除きドライバーとコ・ドライバーが入れ替わりスペシャルステージを走行することは出来ない。
8. リタイアした場合は、直ちに最寄りのオフィシャルにリタイア届を提出すること。
   提出が不可能な場合は、電話等の手段で競技会事務局に連絡すること。
   また、ゼッケン、ラリー競技会之証およびその他競技会関係貼付物を取り除くこと。
9. 走行中は、シートベルトを必ず装着し、タイムトライアルを行う場合やオーガナイザーが指示した場所では必ずヘルメットを装着し、サイドウインドウを閉めて走行すること。
10. サービスパークでは割振られたサービスエリアを使用すること。
    会場内の他のエリアにサービス車両やクルーおよびその関係者の車両を駐車しないこと。
11. クルーの安全

11.1 SS で参加車両がやむを得ず停車した場合、クルーはその場所から少なくとも 50m 手前の目立つ場所に反射式の三角表示板を車両と同じ側に配置し、後続車両に適切な合図を行わなければならない。
その際、GAZOO Racing Rally Challenge Entry では車両直後にも三角表示版を配置することを推奨する。
なお、車両がコース上にない場合も三角表示板を配置しなければならない。
この規則に従わないクルーは審査委員会の判断によりペナルティが課される。

11.2 参加車両には、片面に赤字で「SOS」、もう片面には緑字で「OK」と書かれた A3 判のカードが搭載されており、救急医療措置が不要な場合、もしくは消火が必要でない場合は、「OK」ページをすべての後続車に明瞭に提示すること。また、他に援助を行おうとしている物(ヘリコプター等)があれば、それらに対しても同様に提示すること。
停車車両がコース上の場合は、状況に応じて停車状態をボディアクション等で後続車両に対し当該区間最終車両通過まで合図をすること。

11.3 その後速やかに復帰が可能か否かを判断すること。

11.4 復帰可能と判断した場合、安全確保を最優先に作業を実施する。
特に後続車両が接近した場合は、作業を中断して安全な場所へ退避すること。

11.5 復帰不可能と判断した場合、当該区間最終参加車両通過まで車外の安全な場所で退避すること。

11.6 クルーが車両から離れる場合、後続車にはっきりと見える場所に「OK」ページを提示しておくこと。

11.7 近接した地点に複数車両が停止した場合、それぞれの車両が上記 11.1~11.6 を実施すること。

11.8 救急医療措置が必要な場合もしくは消火が必要な場合は赤色の「SOS」ページを提示すること。
これが提示されていた場合、後続車は下記の手順に従う。
また「OK」「SOS」のどちらの提示も無く、車両がかなりのダメージを負っていてクルーが車両内および／または車両の外にいると思われる場合も同様の手順に従うこと。

①援助するために直ちに停止する。
その他の後続の車両も停止し、事故現場に 2 番目に到着した車両は、
事故のことを知らせるために次のラジオポイントかストップまで行く。
②それ以降のすべての後続車は緊急車のための車幅を空けて停止し、援助を行う。
なお後続車が援助にあたる場合、少なくともクルーの 1 人は以降の後続車への告知対応を行うこと。

11.9 上記 11.2 または 11.8 の場合で、いかなる理由においても「OK」「SOS」ページを提示することが可能でない状況
にあるときは、車外でクルーによって示される明らかで明確に理解できるジェスチャーで置き換えることができる。

－腕を上げ、親指を立てて示す「OK」（付則 1-図 1）
－頭の上で腕を交差して示す「SOS」（付則 1-図 2）

SOS が提示された場合の対処方法

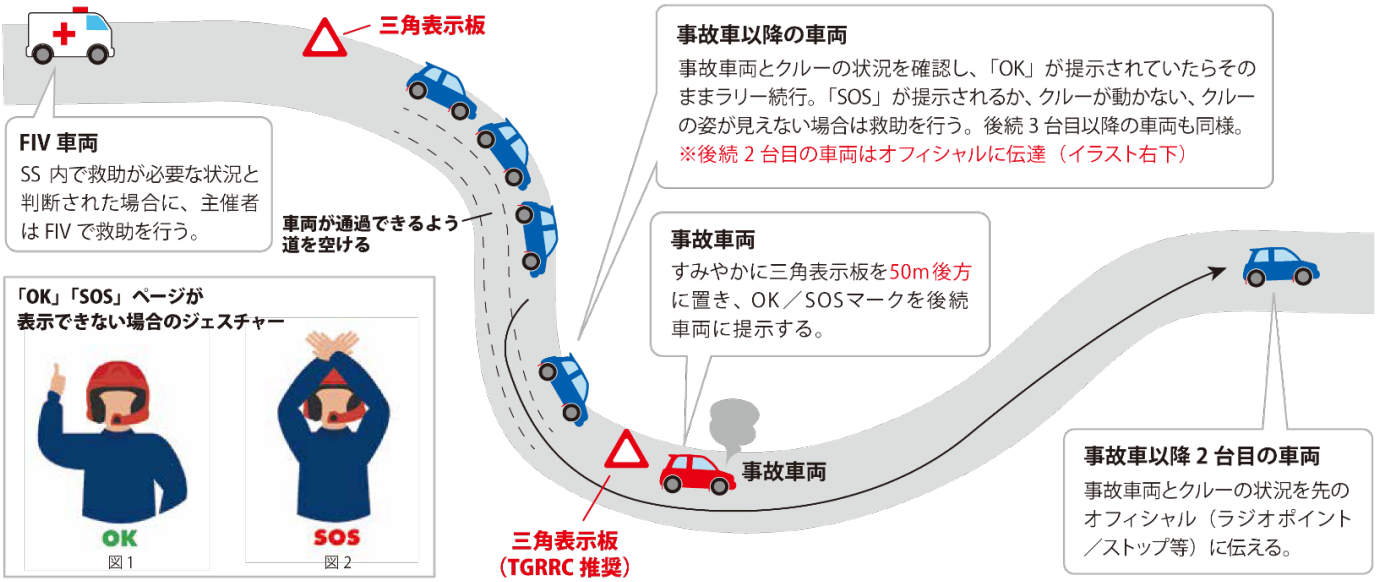

付則 1　SS 内の緊急時におけるクルーの遵守事項手順

第 42 条 車載カメラ

競技参加車両に車載カメラを装着する場合、その設置は以下の要件を満たさなければならない。

① 車体の表面からはみ出してはならない。
② コクピット内では、ダッシュボードの最後端点を通る垂直横断平面とドライバー / コ・ドライバー（ナビゲーター）座席の最後端点を通る垂直横断平面の間にカメラを設置することは（その取り付け部を含めて）禁止される。
③ 取り付けは、ネジ止め、金属ネジ止め、ネジ止めクランプ、金属インサートのみで行わなければならない。（禁止：接着剤、両面テープ、粘着材、吸盤など）
④ 取り付けはロールバーに堅牢に固定し、ロールバーからの突出量は最低限に抑えること。ロールバーに対する加工、改造は認められない。
⑤ 競技会公式車両検査の前に設置しなければならない。
⑥ クルーの視界、緊急時の出入り、脱出の妨げになってはならない。

ドライブレコーダーのフロントガラスへの装着については、道路運送車両の保安基準に合致したものを 1 機に限り認める。

第 43 条 安全ベルト

運転席および助手席はメーカーラインオフ時に装備されている安全ベルト（3 点式等）に加え、4 点式以上の安全ベルトを必須とする。また 6 点式以上の FIA 公認安全ベルトの使用を強く推奨する。装備については下記条件に従うこと。

① 追加装備する安全ベルトはワンタッチ式フルハーネスタイプ（4 点式以上）とし、A～C のいずれかに従うこと。
FIA 国際モータースポーツ競技規則付則 J 項第 253 条に定められた取り付け方法も可。
A 第 5 編細則「ラリー競技およびスピード競技における安全ベルトに関する指導要綱」
ただし、FIA テクニカルリスト No.29 に合致したヘッドアンドネックサポートを使用し、それに指定されたベルトを使用する場合を除いて、幅 75mm 以上を有する肩部ストラップの装備・装着が義務付けられる。
B 第 5 編細則「レース競技における安全ベルトに関する細則」
C FIA 国際モータースポーツ競技規則付則 J 項第 253 条安全装置第 6 項「安全ベルト」
② 追加装備する安全ベルトは、既設の安全ベルト（3 点式等）の取り付け装置にフック等を用いて容易に着脱できる構造でなければならない。
③ 追加装備する安全ベルトは競技走行中のみ装着することが許される。したがって、それ以外の通常走行時は既設の安全ベルト（3 点式等）を装着すること。
④ 競技中に 4 点式以上の安全ベルトを装着する場合には、乗車人員は 2 名とすること。
⑤ 4 点式以上の安全ベルトを追加装備することにより後部乗員の乗降性が確保できなくなる場合には、各運輸支局等において乗車定員変更のための構造等変更検査の手続きを行うこと。

肩部ストラップの取り付けについては 2026 年 JAF 国内競技車両規則第 2 編第 2 章第 3 条に定められた方法も可。

第 44 条 ロールケージ・ロールケージパッド

ロールケージおよびロールケージパッドは、以下の各クラスに定められた条件を満たすものを装着しなければならない。

項目		対象	条件
ロールケージ	構成	CH-1	JAF 国内車両規則ラリー車両規定(RF・AE 車両)に合致したもの
		CH-2	JAF 国内車両規則ラリー車両規定(RJ･RPN･RF 車両)に合致したもの
	乗車定員	CH-1	乗車定員の変更は認められない。
		CH-2	乗車定員の変更は認められる。 2 名乗車タイプのロールケージを使用する場合は､各陸運支局等において 乗車定員変更のための構造変更手続きを行うこと。
	パッド	CH-1 CH-2	クルーに接触する恐れのあるロールケージの部位は、全て難燃性の緩衝材で覆わなくてはならない。ただし、車両フロアまたはインパネ等内装部品との接合部において、最小限の露出のみ認められる。

第 45 条 消火装置

2.0kg（2.4 リットル）以上の手動式消火器の装着を義務付ける。

消火器の使用期限は、消火剤の充填期日もしくは前回点検期日から 2 年以内とする。消火剤の充填期日もしくは前回の点検期日から 2 年を過ぎて使用してはならない。ただし、2 年毎の点検を継続したとしても、消火器の製造者が定めた有効年数あるいは耐用年数を超えて使用することはできない。消火器の製造者が有効年数あるいは耐用年数を定めていない場合、その使用期限は製造期日（または初回充填期日）から 7 年間を目処とする。消火剤の充填日もしくは前回検査日の表示が年（月）表示である場合、有効期間の起算日は当該年（月）の末日とす

る。外部が損傷している容器は交換しなければならない。取付については 2026 年 JAF 国内競技車両規則第 2 編第 2 章第 7 条に従うこと。

第 46 条　けん引用穴あきブラケット
前後にけん引用穴あきブラケットを備えなければならない。
2026 年 JAF 国内競技車両規則第 2 編第 2 章第 7 条に従うこと。

第 47 条　飛散防止フィルム
FIA 国際モータースポーツ競技規則付則 J 項第 253 条 11.1.1 に従い、側面および後部のウィンドウに飛散防止フィルムを貼付すること。RPN・AE・RF 車両については強く推奨とする。

第 48 条　その他の車載安全装備
下記の搭載備品が義務付けられる。
いずれも車室内に堅牢かつ緊急時において迅速に使用ができるよう固定しなければならない。

品目	数量	備考
非常用停止表示板（三角）	2 式	国家公安委員会認定品であること
非常用信号用具	1 式	保安基準に定める非常信号用具の要件を満たすもの
OK/SOS ボード(A3 サイズ)	2 式	初参加者は大会会場にて無償配布
救急薬品（ファーストエイドキット）	1 式	
牽引ロープ	1 式	

第 49 条　障がい者用操作装置
障がい者用操作装置を装着することが出来る。
健常者の使用は認められない。

第 50 条　ヘルメット
クルーはいずれもスペシャルステージ内においてヘルメットを着用することが義務付けられる。
2026 年 JAF 国内競技車両規則第 5 編細則「ラリー競技に参加するクルーの装備品に関する細則」に従うこと。
2026 年 JAF 国内競技車両規則第 5 編細則「レース競技に参加するドライバーの装備品に関する細則」に従った競技用ヘルメットの着用を強く推奨する。

第 51 条　頭部および頸部の保護装置(FHR システム)
頭部および頸部の保護装置の着用を強く推奨する。
なお、装着する場合は 2026 年 FIA 国際モータースポーツ競技規則付則 L 項および
2026 年 JAF 国内競技車両規則第 5 編細則「ラリー競技に参加するクルーの装備品に関する細則」に従うこと。

第 52 条　レーシングスーツ
クルーはいずれもレーシングスーツを着用することが義務付けられる。
最低限として、2026 年 JAF 国内競技車両規則第 5 編細則「ラリー競技に参加するクルーの装備品に関する細則」に従ったレーシングスーツを着用すること。
2026 年 JAF 国内競技車両規則第 5 編細則「レース競技に参加するドライバーの装備品に関する細則」に従った耐火炎レーシングスーツの着用を強く推奨する。

第 53 条　アンダーウェア
クルーはいずれも耐火炎アンダーウェアを着用することを強く推奨する。
耐火炎アンダーウェアを着用する場合は、2026 年 JAF 国内競技車両規則第 5 編細則「レース競技に参加するドライバーの装備品に関する細則」に従うこと。

第 54 条　バラクラバ（目出し帽）
クルーはいずれも耐火炎バラクラバを着用することを強く推奨する。
着用する場合は、2026 年 JAF 国内競技車両規則第 5 編細則「レース競技に参加するドライバーの装備品に関する細則」に従うこと。
バラクラバの下部はレーシングスーツの下に着用しなければならない。
これらを満たさないバラクラバの着用は認められない。

第 55 条　ソックス
クルーはいずれも耐火炎ソックスを着用することを強く推奨する。
耐火炎ソックスを着用する場合は、2026 年 JAF 国内競技車両規則第 5 編細則「レース競技に参加するドライバーの装備品に関する細則」に従うこと。

第 56 条　レーシングシューズ
クルーはいずれも耐火炎レーシングシューズを装備することを強く推奨する。
耐火炎レーシングシューズを着用する場合は、2026 年 JAF 国内競技車両規則第 5 編細則「レース競技に参加するドライバーの装備品に関する細則」に従うこと。

第 57 条　レーシンググローブ
ドライバーはレーシンググローブを着用することが義務付けられる。
2026 年 JAF 国内競技車両規則第 5 編細則「レース競技に参加するドライバーの装備品に関する細則」に従うこと。

第 58 条　CH-1 クラス規定
2026 年 JAF 国内競技車両規則第 2 編に従った AE･RF 車両で､日本国内で販売されている車両限定とし､本項以下全ての規定を満たすこと。

58.1　電気モーター・エンジンおよび補機

58.1.1　電気モーター・エンジン本体
日本国内で販売されている参加車両用純正部品に限り使用が許される。
純正部品への旋盤加工、溶接、研磨などの機械加工や熱処理(コーティング含む)は許されない。

58.1.2　ピストン
純正スタンダードサイズピストンに限り使用が許される。

58.1.3　エンジンマウント
電気モーター、エンジンおよびミッションの取り付けマウントのラバー部材は同一材質で形状・硬度を変更することは自由。

58.1.4　ラジエター
本体の追加、加工および変更等の改造は許されない。
また、導風板やダクトの取り付けも許されない。
ただし、ラジエターキャップは変更が許される。

58.1.5　ラジエターファン
加工、変更および取外しは許されない。

58.1.6　ラジエター配管
リザーバータンクの加工、変更等の改造は許されない。
また、ホース類の変更も許されない。
ただし、水温計測を目的とした温度センサー取り付けのための最小限の加工は許される。

58.1.7　サーモスタッド
変更は自由。
ただし、取り付け部の加工は許されない。

58.1.8　オイルクーラー
装着は許されない。

58.1.9　オイルポンプ
一切の変更および改造は許されない。

58.1.10　オイルフィルター
変更は自由。
ただし、当初の方式を維持し取り付け箇所の変更は許されない。

58.1.11　オイルパン
加工、変更等の改造は許されない。
ただし、油温の計測を目的とした油温センサー取り付けのための最小限の加工は許される。

58.1.12　補機バッテリー
純正品および純正品と同じ本体外寸の同等品への本体の変更は認められる。

58.1.13　オルタネーター
一切の変更および改造は許されない。

58.1.14　E.C.U.
追加および加工・変更等の改造は許されない。

58.1.15　点火系統
点火プラグの変更に限り許される。

58.1.16　吸気・排気マニホールド
一切の変更は許されない。
また、排気マニホールドへ防熱措置(バンテージ等の装着)を施すことも不可とする。
58.1.17　エアクリーナー
エレメントの変更のみ自由。

58.1.18　マフラーおよび排気管
メインマフラーに限り RC 認定部品への変更が許される。

車種	品目	品番	品名
NHP10	マフラー	MS153-52010	(ハイレスポンスマフラー Ver.S,~12.08)
		MS153-52011	(ハイレスポンスマフラー Ver.S,12.08~)
		MS153-52013	(ハイレスポンスマフラー Ver.S,12.08~)

58.1.19　排出ガス
暖機運転後アイドリング状態において、CO:1%､HC:300ppm を超えないこと。

58.2　シャシー

58.2.1　全長および全幅
変更は許されない。
ただし、空力装置(エアロパーツ)を装着する場合においてのみ認められる。

58.2.2　ブッシュ類
マウントのラバー部材は同一材質で形状・硬度を変更することは自由。

58.2.3　スプリング・ショックアブソーバー
RC 認定部品への変更が許される。スプリングインシュレ-タ-の取り外しおよび変更は許されない。
RC 認定部品と純正部品を組み合わせて構成することは認められない。

車種	品目	品番	品名
MXPH14 MXPH10	スプリング	1C6-601-FC029(A)	(フロントコイルスプリング)
		1C6-601-RC027	(リヤコイルスプリング)
	ショックアブソーバー	00B-1C6-GFR	(フロントショックアブソーバーRH)
		00B-1C6-GFL	(フロントショックアブソーバーLH)
		00B-1C6-GR	(リヤショックアブソーバー)
NHP10	スプリング	MS250-52010	(コイルスプリングセット)
		45931-HP120	(フロントコイルスプリング)
		45831-HP120	(リヤコイルスプリング)
	ショックアブソーバー	MS260-52009	(ショックアブソーバーセット)
		48590-HP120	(フロントショックアブソーバーRH)
		48520-HP120	(フロントショックアブソーバーLH)
		48530-HP120	(リヤショックアブソーバー)

58.2.4　ギアボックス
一切の変更および改造は許されない。

58.2.5　ディファレンシャル
一切の変更および改造は許されない。

58.2.6　制動装置
ブレーキホースの変更は自由。
ただし、ボルトオンにて装着が可能であること。
ブレーキパッドについては、ブレーキシュー・ライニングパッドを含み、パッドとベースプレートの接触面積が増加しない事を条件に変更が許される。
それ以外の部品の変更、取り付け、取り外しは許されない。
ABS の作動停止を目的とした改造は許されない。

58.2.7　操作装置
使用性・操作性向上を目的としたペダルパッドの変更は認められる。

58.2.8　フロントスタビライザー
変更は許されない。

58.2.9　アッパータワーバー
装着は許されない。

58.2.10　ロワブレース
装着が許される。

58.3　車体

58.3.1　アクセサリー等の自動車部品
当規定で許されているもの、美観または居住性向上等を目的としたアクセサリーは、
車両の性能向上および特性に影響を与えない場合に限り、装着および変更が許される。
ただし、競技に不必要と判断され、容易に取り外しができるものは、競技時には取り外さなくてはならない。
特にダッシュボード上に装着する部品は、助手席エアバッグの展開の妨げにならないこと。

58.3.2　自動車登録番号標
移設することは許されない。

58.3.3　空力装置(エアロパーツ)
純正部品、純正オプション部品および TRD・MODELLISTA・GR パーツ部品に限り装着が許される。

58.3.4　ボンネットおよびトランク
変更および加工は許されない。
ただし、空力装置(エアロパーツ)を装着する場合、最小限の加工は許される。

58.3.5　バンパー
同一車両型式に設定されている純正部品以外への変更および加工は許されない。
ただし、空力装置(エアロパーツ)を装着する場合および前部霧灯を装着する場合、最小限の加工は許される。

58.3.6　前部霧灯
装着する際は、 2026 年 JAF 国内競技車両規則第 2 編に従うこと。

58.3.7　サイドおよびリヤガラス
塗装および色付きフィルムの貼り付け、視界の妨げとなるステッカーの貼り付けは許されない。

58.3.8　ミラー
室内ミラーの変更は許されない。
ただし、室外ミラーは純正部品および純正オプション部品に限り使用が許される。

58.3.9　マッドフラップ
装着は許される。
装着のための車両側への最小限の加工は許される。

58.3.10　アンダーガード
装着を強く推奨とする。ただし、空力効果を発生させるものであってはならない。
また、下記の条件を満たすものを推奨する。
①材質はジュラルミン製またはアルミ製であること
②板厚は 3mm 以上であること

なお、エンジンアンダーガードは、前部ホイール軸の前方においてのみ、
前部バンパー下部の全幅に相当する幅まで伸縮させることができる。

これらは最小限の加工により取り付けられること。

58.3.11　ヒーター・エアコン
ヒーター(デフロスタ)およびエアコンの取り外しは許されない。
また、正常に機能しなくてはならない。

58.3.12　ラジオ類
取り外しが許される。
なお、ラジオを取り外した場合、簡易的でない方法で蓋をすること。

58.3.13　補助メーター(計器類)
電気式メーターに限り追加装着することが許される。
ただし、標準装着されているメーター類は当初の機能を保持しなくてはならない。
取り付けについては、クルーの保護を十分に考慮した取り付け位置、取り付け方法であること。
特に助手席側にトリップメーター等を追加する際は、エアバッグ展開の妨げや突起物にならないこと。

58.3.14　座席
変更する場合は、2026 年 JAF 国内競技車両規則第 2 編における各車両用改造規定を満たすこと。

58.3.15　変速レバーおよびシフトノブ
変更する場合は、2026 年 JAF 国内競技車両規則第 2 編における各車両用改造規定を満たすこと。

58.3.16　フットレスト・ニーレスト
運転席、助手席共に装着が許される。

58.3.17　ヒールプレート
運転席、助手席共に装着が許される。

58.3.18　ステアリング
純正オプション品に限り変更が許される。
ただし、純正装置以外を使用した位置の調整は許されない。

58.3.19　防音材
室内およびエンジンルーム内にある防音材の取り外しは、車体に改造を行わない方法でのみ許される。

58.3.20　内装
すべての部品は削除することは許されない。
ただし、下記に記載されたものを除く。
1.フロアマット/カーペット
2.ロールケージ装着にともなう、最小限の内装切除
※エアバッグおよびリヤショックアブソーバー上部等に装着されているカバーの削除は許されない。

58.3.21　車体補強
あて板など材料を用いた補強や溶接打点の追加等不可逆的な加工は禁止される。

第 59 条　CH-2 クラス規定
2026 年 JAF 国内競技車両規則第 2 編に従った RJ･RPN･RF 車両で、日本国内で販売されている車両限定とし、本項以下全ての規定を満たすこと。
また、以下の要件を満たすこと。

① 新車登録時に持ち込み登録となる架装車両および特別設定車種等において、
ベース車両型式よりスポット溶接の増し打ちが行われていない車両に限る

59.1　エンジンおよび補機

59.1.1　エンジン本体
日本国内で販売されている参加車両用純正部品に限り使用が許される。
純正部品への旋盤加工、溶接、研磨などの機械加工や熱処理(コーティング含む)は許されない。

59.1.2　フライホイール
加工、変更は許されない。

59.1.3　ピストン
純正スタンダードサイズピストンに限り使用が許される。

59.1.4　ラジエター
本体の追加、加工および変更等の改造は許されない。
また、導風板やダクトの取り付けも許されない。
ただし、ラジエターキャップは変更が許される。

59.1.5　ラジエターファン
加工、変更および取外しは許されない。

59.1.6　ラジエター配管
リザーバータンクの加工、変更等の改造は許されない。
また、ホース類の変更も許されない。
ただし、水温計測を目的とした温度センサー取り付けのための最小限の加工は許される。

59.1.7　サーモスタット
変更は自由。
ただし、取り付け部の加工は許されない。

59.1.8　オイルクーラー
装着は許されない。
ただし、新車登録時に持ち込み登録となる架装車両および特別設定車種等に標準装着されたものに限り使用が許される。
仕様は全て当初のままとし、加工、変更および取り外しは許されない。

59.1.9　オイルポンプ
一切の変更および改造は許されない。

59.1.10　オイルフィルター
変更は自由。
ただし、当初の方式を維持し取り付け箇所の変更は許されない。

59.1.11　オイルパン
加工、変更等の改造は許されない。
ただし、油温の計測を目的とした油温センサー取り付けのための最小限の加工は許される。

59.1.12　バッテリー
純正品および純正品と同じ本体外寸の同等品への本体の変更は認められる。

59.1.13　オルタネーター
一切の変更および改造は許されない。

59.1.14　E.C.U.
追加および加工・変更等の改造は許されない。

59.1.15　点火系統
点火プラグの変更に限り許される。

59.1.16　セルモーター
一切の変更および改造は許されない。

59.1.17　吸気・排気マニホールド
一切の変更は許されない。
また、排気マニホールドへ防熱措置(バンテージ等の装着)を施すことも不可とする。

59.1.18　エアクリーナー
エレメントの変更のみ自由。

59.1.19　排出ガス
暖機運転後アイドリング状態において、CO:1%､HC：300ppm を超えないこと。

59.2　シャシー

59.2.1　全長および全幅
変更は許されない。
ただし、空力装置(エアロパーツ)を装着する場合においてのみ認められる。

59.2.2　スプリング・ショックアブソーバー
RC 認定部品への変更が許される。スプリングインシュレ-タ-の取り外しおよび変更は許されない。
RC 認定部品と純正部品を組み合わせて構成することは認められない。

車種	品目	品番	品名
MXPA10	スプリング	1C6-601-FC029(A)	(フロントコイルスプリング)
		1C6-601-RC027	(リヤコイルスプリング)
	ショックアブソーバー	00B-1C6-GFR	(フロントショックアブソーバーRH)
		00B-1C6-GFL	(フロントショックアブソーバーLH)
		00B-1C6-GR	(リヤショックアブソーバー)

59.2.3　クラッチ
クラッチディスクおよびクラッチカバーの変更は自由。ただし、シングルタイプに限り、変更が認められる。
クラッチホースについては、ボルトオンにて装着可能なものに限り変更が認められる。

59.2.4　ギアボックス
一切の変更および改造は許されない。

59.2.5　ディファレンシャル
変速比(ファイナルギアを含む)は一切の変更および改造は許されない。
量産ハウジングを改造することなく装着出来る機械式 LSD の装着は認められる。

59.2.6　制動装置
ブレーキホースの変更は自由。
ただし、ボルトオンにて装着が可能であること。
ブレーキパッドについては、ブレーキシュー・ライニングパッドを含み、パッドとベースプレートの接触面積が増加しない事を条件に変更が許される。
それ以外の部品の変更、取り付け、取り外しは許されない。
ABS の作動停止を目的とした改造は許されない。

59.2.7　操作装置
使用性・操作性向上を目的としたペダルパッドの変更は認められる。

59.2.8　フロントスタビライザー
変更は自由。ただし、取り付けはボルトオンによるものとし、車室内から調整可能であってはならない。
また、取り外す事は許されない。

59.2.9　アッパータワーバー
装着は許されない。

59.2.10　ロワブレース
装着は許されない。

59.3　車体

59.3.1　アクセサリー等の自動車部品
当規定で許されているもの、美観または居住性向上等を目的としたアクセサリーは、
車両の性能向上および特性に影響を与えない場合に限り、装着および変更が許される。
ただし、競技に不必要と判断され、容易に取り外しができるものは、競技時には取り外さなくてはならない。
特にダッシュボード上に装着する部品は、助手席エアバッグの展開の妨げにならないこと。

59.3.2　自動車登録番号標
移設することは許されない。

59.3.3　空力装置(エアロパーツ)
純正部品、純正オプション部品および TRD・MODELLISTA・GR パーツ部品に限り装着が許される。

59.3.4　ボンネットおよびトランク
変更および加工は許されない。
ただし、空力装置(エアロパーツ)を装着する場合、最小限の加工は許される。

59.3.5　バンパー
同一車両型式に設定されている純正部品以外への変更および加工は許されない。
ただし、空力装置(エアロパーツ)を装着する場合および前部霧灯を装着する場合、最小限の加工は許される。

59.3.6　前部霧灯
装着する際は、 2026 年 JAF 国内競技車両規則第 2 編に従うこと。

59.3.7　サイドおよびリヤガラス
塗装および色付きフィルムの貼り付け、視界の妨げとなるステッカーの貼り付けは許されない。

59.3.8　ミラー
室内ミラーの変更は許されない。
ただし、室外ミラーは純正部品および純正オプション部品に限り使用が許される。

59.3.9　マッドフラップ
装着は許される。
装着のための車両側への最小限の加工は許される。

59.3.10　アンダーガード
装着を強く推奨とする。ただし、空力効果を発生させるものであってはならない。
また、下記の条件を満たすものを推奨する。
①材質はジュラルミン製またはアルミ製であること
②板厚は 3mm 以上であること

なお、エンジンアンダーガードは、前部ホイール軸の前方においてのみ、
前部バンパー下部の全幅に相当する幅まで伸縮させることができる。
これらは最小限の加工により取り付けられること。

59.3.11　ヒーター・エアコン
ヒーター(デフロスタ)およびエアコンの取り外しは許されない。
また、正常に機能しなくてはならない。

59.3.12　ラジオ類
取り外しが許される。
なお、ラジオを取り外した場合、簡易的でない方法で蓋をすること。

59.3.13　補助メーター(計器類)
電気式メーターに限り追加装着することが許される。
ただし、標準装着されているメーター類は当初の機能を保持しなくてはならない。
取り付けについては、クルーの保護を十分に考慮した取り付け位置、取り付け方法であること。
特に助手席側にトリップメーター等を追加する際は、エアバッグ展開の妨げや突起物にならないこと。

59.3.14　座席
変更する場合は、2026 年 JAF 国内競技車両規則第 2 編における各車両用改造規定を満たすこと。

59.3.15　変速レバーおよびシフトノブ
変更する場合は、2026 年 JAF 国内競技車両規則第 2 編における各車両用改造規定を満たすこと。

59.3.16　フットレスト・ニーレスト
運転席、助手席共に装着が許される。

59.3.17　ヒールプレート
運転席、助手席共に装着が許される。

59.3.18　ステアリング
純正オプション品に限り変更が許される。
ただし、純正装置以外を使用した位置の調整は許されない。

59.3.19　防音材
室内およびエンジンルーム内にある防音材の取り外しは、車体に改造を行わない方法でのみ許される。

59.3.20　内装
すべての部品は削除することは許されない。
ただし、下記に記載されたものを除く。
1.フロアマット/カーペット
2.ロールケージ装着にともなう、最小限の内装切除
※エアバッグおよびリヤショックアブソーバー上部等に装着されているカバーの削除は許されない。

59.3.21　車体補強
あて板など材料を用いた補強や溶接打点の追加等不可逆的な加工は禁止される。

第 60 条 本規則の解釈
本規則および競技に関する諸規則の解釈についての疑義が生じた場合は、競技会審査委員会の決定を以って最終とする。

（細則 1）スタートシグナルシステム

スペシャルステージ　スタートシグナルシステム

スタート 30 秒前

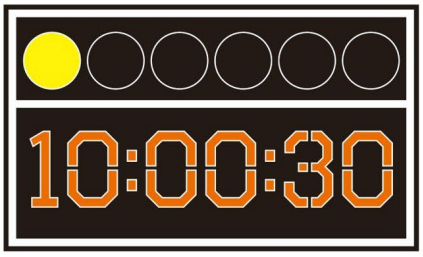

黄色ランプが点灯し
「ピー」と１回ビープ音

スタート 15 秒前



黄色ランプは点灯したまま
「ピッピッ」と２回ビープ音

スタート 10 秒前

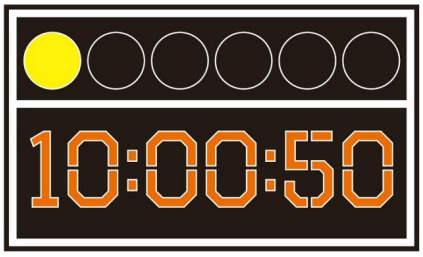

黄色ランプは点灯したまま
「ピッピッピッ」と３回ビープ音

スタート 5 秒前

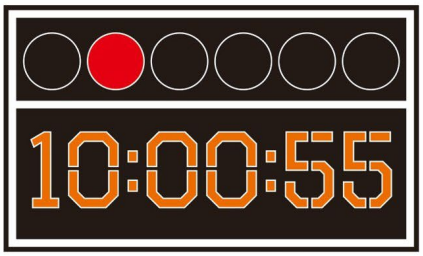

黄色ランプが消灯し
赤ランプ 1 個目が点灯
「ピッ」と１回ビープ音

スタート 4 秒前

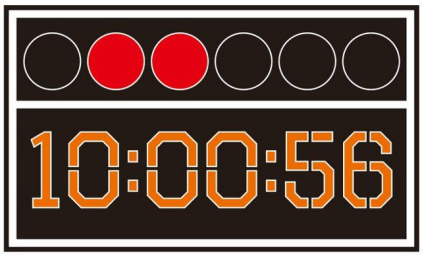

赤ランプ 2 個目が点灯
「ピッ」と１回ビープ音

スタート 3 秒前

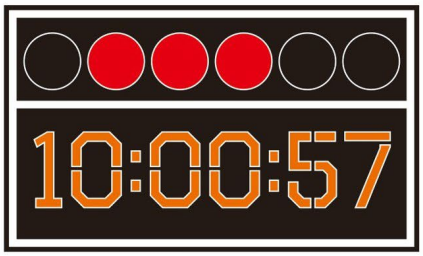

赤ランプ 3 個目が点灯
「ピッ」と１回ビープ音

スタート 2 秒前

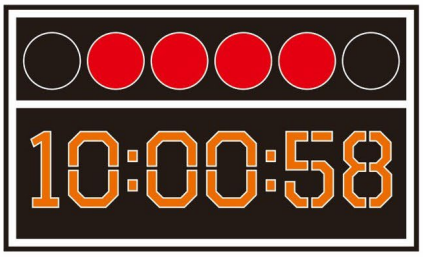

赤ランプ 4 個目が点灯
「ピッ」と１回ビープ音

スタート 1 秒前

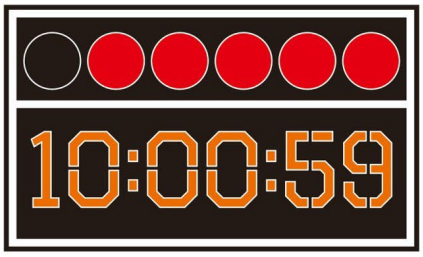

赤ランプ 5 個目が点灯
「ピッ」と１回ビープ音

スタート時刻

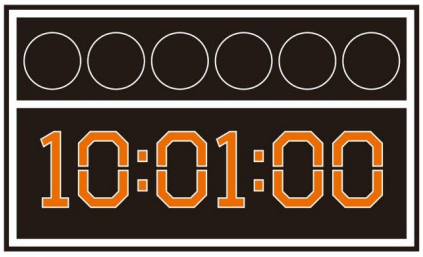

赤ランプ全てがブラックアウト
「ピー」と長音で１回ビープ音

フライングを検知した場合

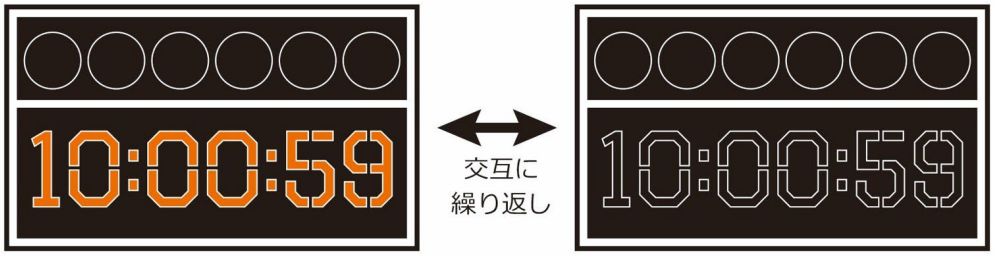

時計表示がフリッカし、「ピ・ピ・ピ・・・」とビープ音

細則2）スーパースペシャルステージ（SSS）の設定

本ラリーはスペシャルステージ（SS）1,3を、スーパースペシャルステージ（SSS）とする。
スタートは原則１分間隔とし、前走車のフィニッシュが確認できない場合は、オフィシャルの指示によりスタートを遅らせる場合がある。
また、コース上に競技車が停止した場合は、オフィシャルによって停止車をコース外へ排除後、安全を確認した上でスタートを再開する。オフィシャルによって排除された停止車のクルーには、最遅＋３分のステージタイムを与える。
この場合、該当クルーはステージを完了したものとみなされ、次のステージへ進む事ができ、次のTCでの遅着ペナルティは取らない。
なお、走行が不可能の場合にはリタイヤとなる。

SSSにおいてペナルティ規定として下記内容を追加する。

1. **コース上のパイロンへの接触（パイロンタッチ）は、1個につき5秒のペナルティとする。**
2. **ミスコースをした場合には、その回のクラス内最遅タイム+10秒のタイムを与える。**

プライバシーポリシー

GAZOO Racing Rally Challenge Entry Pre in 豊田下山（以下、今大会）に対して、
今大会への参加申込を行うにあたり、申込者は当該申込書類及び今大会参加にあたり付随して記入を求める書類等に記載された個人情報の取り扱いについて、以下の通り同意されたとみなします。
GAZOO Racing Rally Challenge 事務局（以下、TGRRC 事務局）は申込者が同意した本項目の定めに従い、個人情報を取り扱います。
GRRC 事務局について
事務局は個人情報保護に関する法律（改正された場合、改正後のものをいう）及びその他各種法令を順守するとともに、申込者のプライバシー保護に十分配慮致します。
個人情報収集の目的について
個人情報は申請書に記された申請目的のために利用する他、次の目的の為に利用させて頂く事があります。
（1） ラリー参加に際する各主催者との諸手続き
（2） 各大会発行の競技等に関する各種リリースの発送
（3） 各大会からの競技に関する各種公示
（4） 競技結果成績の公開用データベースの構築
（5） 各主催者及びスポンサーの広報活動
（6） アンケート調査のお願い
（7） 統計の作成
個人情報の利用及び提供について
（1） ご提供頂いた個人情報を上記の範囲を超えて利用することはありません。
（2） 上記の範囲及び法令等で要求された場合を除き、ご提供頂いた個人情報を第三者へ開示・提供することはありません。
（3） 各大会の業務遂行業務遂行上、機密保持契約を締結した業務委託・受託先に個人情報を預託する場合があります。この場合、当該委託・委託先による個人情報の取り扱いについて厳正に監督・管理致します。
（4） 各大会に参加する参加者および関係者の肖像・氏名・車両の写真、映像、大会結果等を各大会に関する広報全般及び報道、情報メディアにおいて使用されることを了承し、付随して大会主催者及び協賛会社が制作する印刷物、動画並びに情報メディア等による商業的利用を承諾致します。
個人情報の開示・訂正・削除
（1） 自己に関する個人情報は開示するよう請求することができます。
（2） 万一、登録された個人情報の内容が不正確または誤りであることが判明した場合、各大会は速やかに訂正または削除に応じるものとします。